

宮崎県総合農業試験場技術研修生取扱要領

平成24年9月27日

宮崎県総合農業試験場

宮崎県総合農業試験場技術研修生取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、宮崎県総合農業試験場（以下「総合農試」という。）における技術研修生（以下「研修生」という。）の受け入れ等について、必要な事項を定めるものとする。

(研修部門、人員、場所、方法及び研修期間)

第2条 研修部門及び人員は、その都度場長が決定する。

- 2 研修は、総合農試において、実務を通して行う。
- 3 研修の期間は、1年以内とする。ただし、場長が特に必用があると認めた時はこの限りではない。

(研修生の資格)

第3条 研修生の資格は、次の各号に該当する者、又は市町村長若しくは農業団体等の長（以下「委託者」という。）が委託する者（以下「委託生」という。）とする。

- (1) 県内在住で心身ともに健全であること。
- (2) 農業の発展に熱意を有すると認められること。
- (3) 高等学校卒業程度以上の学力を有すると認められること。
- (4) その他、特に必要と認める者。

(入場手続)

第4条 研修生として入場しようとする者は、入場願書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、場長に提出しなければならない。

- (1) 履歴書（写真貼付）及び現在の経営概況（就農予定者）。
- (2) 保健所又は医師が発行する健康診断書。
- 2 委託生にあつては、前項に掲げる書類のほか、委託者の発行する委託書（様式第2号）を添付しなければならない。

(入場決定)

第5条 場長は、前条の規定により入場願書を受理したときは、入場資格の有無等を審査したうえ、選考試験を実施して入場を決定する。

なお、委託生については選考試験を免除する。

- 2 場長は、前項の規定により入場を決定したときは、本人に入場の許可及び配置部門を通知する。
- 3 前項の場合において、委託生にあつては、当該委託者にも同様に通知する。

(誓約書の提出)

第6条 研修生として入場を許可された者は、県内に居住する成年者で独立の生計を営む者を保証人と定め、保証人が連署した誓約書（様式第3号）を場長に提出しなければならない。

- 2 研修生は、保証人が死亡し、又は保証人としての適格を失ったときは、新たに保証人を定め、すみやかに誓約書を更新しなければならない。

3 研修生は、保証人がその住所又は氏名を変更したときは、すみやかに場長に届け出なければならない。

(遵守事項)

第7条 研修生は、研修期間中、総合農試の服務規律等に従うとともに、研修中においては、常に研修指導者の指示に従わなければならない。

2 前項のほか、研修生は、研修期間中及び研修終了後において、研修により知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(費用等)

第8条 研修に要する費用は、研修生の負担とする。

(傷害保険の加入)

第9条 研修生は、入場が決定した場合、自己の負担において入場前に傷害保険に加入しなければならない。

(退場命令)

第10条 場長は、研修生が成業の見込みがないと認めた場合、又は研修生として不適當と認めた場合は、退場を命ずることができる。

(損害賠償)

第11条 場長は、研修生が故意又は過失により試験場の施設、機械器具等をき損又は亡失したときは、その相当額を賠償させることがある。

(修了証書)

第12条 場長は、研修生が研修を終了したときは、修了証書(様式第4号)を授与する。

(雑則)

第13条 この要領に定めるもののほか、研修生の取扱いに関し必要な事項は、その都度、場長が決定する。

附 則

1 この要領は、昭和62年4月1日から施行する。

2 受託研修生取扱い内規(昭和48年度から適用)は、廃止する。

3 この要領の適用の際、現に研修生として入場している者は、この要領の規定により入場した研修生とみなす。

4 この要領は、平成19年6月18日から施行する。

5 この要領は、平成20年9月9日から施行する。

6 この要領は、平成24年4月2日から施行する。

7 この要領は、平成24年9月27日から施行する。